【タクシー事業者】 （別添1）

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
5. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき
6. 転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突若しくは接触した事故
7. 酒気帯び運転を伴う事故
8. 自然災害に起因する可能性のある事故
9. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

一般乗用旅客自動車運送事業者

報　告　速やかに

報告は管轄の運輸支局等へ！

1．～5．は特に速やかに！

神奈川運輸支局保安担当

［連絡先の勤務時間内（8：30～17：15）］
直通電話：045－939－6800[3]　FAX：045－939－3006
［連絡先の勤務時間外・休日］
携帯電話：080－3369－7375
【上記に繋がらなかった場合（休日・時間外）】
関東運輸局保安・環境課：080－3369－7054

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

①事業者名　②発生日時　③発生場所　④事故車の登録番号
⑤死者数、重傷者数及び負傷者数　⑥事故概要　⑦情報入手先
⑧その他判明している事項　⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
※第1報報告後の追加情報も速やかに報告